

指定居宅サービス事業者の指定取消しについて

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消しました。

1 指定取消事業者

(1) 開設者

ア 名 称 武内 善和
イ 所在地 廿日市市福面二丁目 7-23

(2) 指定事業所

事業所名等	みずほ歯科クリニック（介護保険事業所番号 3432730566）
所 在 地	廿日市市福面二丁目 7-23
サービスの種類	居宅療養管理指導，介護予防居宅療養管理指導
指定年月日	平成 1 9 年 5 月 1 日
管 理 者	武内 善和

2 指定取消処分年月日及び指定取消年月日（指定の効力が消滅する日）

平成 2 3 年 5 月 2 6 日

3 根拠法令

介護保険法第 7 7 条第 1 項第 5 号，第 7 号
介護保険法第 1 1 5 条の 9 第 1 項第 5 号，第 7 号

4 指定取消理由

- (1) 歯科衛生士等を配置していない期間（平成 2 0 年 3 月～平成 2 3 年 1 月）に，歯科助手が行ったサービスについて歯科衛生士による居宅療養管理指導を実施したとして介護報酬を不正に請求し，受領した。（介護保険法第 7 7 条第 1 項第 5 号及び第 1 1 5 条の 9 第 1 項第 5 号該当）
- (2) 介護保険法第 7 6 条第 1 項に基づく質問に対し，「平成 2 2 年 1 月末まで歯科衛生士が勤務していた」及び「歯科衛生士等による居宅療養管理指導の算定基準を満たさなくなったのは平成 2 2 年 7 月からである」という虚偽の答弁を行なった。（介護保険法第 7 7 条第 1 項第 7 号及び第 1 1 5 条の 9 第 1 項第 7 号該当）

5 不正請求額

1 0 , 7 2 3 , 5 0 0 円（一部自己負担金を含む）

（参考）介護保険法抜粋

（指定の取消し等）

第 7 7 条第 1 項

都道府県知事は，次の各号のいずれかに該当する場合には，当該指定居宅サービス事業者に係る第 4 1 条第 1 項本文の指定を取り消し，又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

第 1 号～第 4 号，第 6 号（略）

第 5 号 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

第7号 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第76条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。（以下略）

（指定の取消し等）

第115条の9第1項

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予防サービス事業者に係る第53条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

第1号～第4号、第6号 （略）

第5号 介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。

第7号 指定介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第115条の7第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。（以下略）